

質問第二三九号

幹部自衛官の暴言がシビリアンコントロールに反することに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月二十日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿

○

○

幹部自衛官の暴言がシビリアンコントロールに反することに関する質問主意書

政府は、本年四月十六日に生じた統合幕僚監部に勤務する幹部自衛官の小西洋之議員への暴言事件について、「国会による文民統制が否定されたとか、その統制が機能しなくなったということにはならない」との旨を示しているところであるがその具体的な理由は何か。特に、小西洋之議員は四月二十九日付の自らのSNS上において、「私は十六日夜に幹部自衛官から「国民の敵」などの暴言を受けた際、まず最初は筋骨隆々の相手の暴力に備え密かに空手技の防御の姿勢を取った。次に、こちらは絶対に手を出さない意思を示すため両手を後ろ手に組んだ後、激高し続ける相手を逆に刺激しないよう前に組み直した。」との経験を明らかにしているところであるが、安保法制の憲法違反を議会活動において追及している国会議員がその政策上の見解の相違等を理由として幹部自衛官から直接の暴力の危険に直面した事実をもつてしても、本件が国会及び国会議員によるシビリアンコントロール（文民統制）の観点において何の問題もなかった事件と考えるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

O

O